

豊中市高齢者施設等におけるオンライン面会支援事業タブレット端末利用要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の高齢者施設等の施設利用者とその家族等が対面による面会を制限されている状況において、オンライン面会の環境が整っていない施設が、施設利用者とその家族等のオンライン面会を実現するため、市のタブレット端末を利用する手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者施設等 老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）、介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項）、介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項）、介護医療院（介護保険法第8条第29項）、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）、入院設備のある病院その他これらに準じる施設
- (2) 施設利用者 第1号に掲げる施設に入所し又は入院している者
- (3) オンライン面会 施設利用者とその家族等がテレビ電話システムやWebアプリのビデオ通話機能等のインターネットを利用した面会
- (4) 端末利用事業者 この要領に基づきタブレット端末を利用する事業者

(対象施設及び対象者)

第3条 端末を利用できる者は、市内に事業所を有する事業者とする。

(利用端末)

第4条 端末は、Wi-Fi環境で通信可能な機能を有し、カメラ、マイク及びスピーカーが内蔵されたタブレット型の端末とする。

(利用期間)

第5条 利用期間は、利用開始から2か月以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、当該期間を延長することができる。

- 2 前項に規定する期間にかかわらず、市の事業運営のために必要が生じた場合には、前項の期間を短縮することができる。この場合において、端末利用事業者に損害が生じたとしても、市は何らの責任を負わない。

(利用台数)

第6条 利用台数は、一事業者あたり原則2台までとする。

(利用料金)

第7条 端末の利用料は、無料とする。ただし、インターネット等の通信環境の整備費用や回線利用料及び端末の利用にかかる電気料金等に関しては、端末利用事業者が負担する。

(利用の申込)

第8条 端末の利用を希望する者は、豊中市電子申込システム又はオンライン面会支援事業タブレット端末利用申込書（第1号様式）の提出により申し込みを行う。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条の申込があった場合において、市の事業運営に支障がないと認めるときは、その内容を審査し、端末の利用を認めるときは、利用の決定をするものとする。

(決定の通知)

第10条 市長は、利用を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を申込者に対しオンライン面会支援事業タブレット端末利用決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第11条 端末を利用する権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(遵守事項)

第12条 端末利用事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用期間中は、端末利用事業者の責任で端末を適切に管理すること
- (2) 端末を紛失又は破損した場合は、速やかに市に報告し、端末利用事業者の責任において現状復旧若しくは現物をもって弁償すること
- (3) インターネット等の通信環境の整備費用や回線利用料及び端末の利用にかかる電気料金等は、端末利用事業者が負担すること
- (4) 施設利用者とその家族等とのオンライン面会以外の用途で利用しないこと
- (5) 端末は当該施設内のみで利用し、その外部に持ち出さないこと
- (6) 端末を第三者に転貸しないこと
- (7) 不要なアプリケーション等を端末にダウンロードしないこと
- (8) 利用状況を記録し、返却時に市に報告すること
- (9) 利用期間を終了した場合、その他市が必要と認める場合は、端末を速やかに市に返却すること
- (10) 端末はデータを初期化して返却すること
- (11) 端末の利用により、第三者に被害をもたらした場合の賠償等については、すべて端末利用事業者の責任で対応すること

(端末の返還)

第 13 条 端末利用事業者は第 10 条により通知された利用期間満了までに端末を返還しなければならない。

2 第 10 条により通知された期間にかかわらず，端末利用事業者がこの要領の規定に違反した場合には，市は何らの催告なく，直ちに端末の返還を求めることができる。この場合において，端末利用事業者に損害が生じたとしても，市は何らの責任を負わない。

附 則

この要領は，令和 2 年 7 月 1 日から実施する。

この要領は，令和 2 年 11 月 1 日から実施する。

この要領は，令和 2 年 12 月 7 日から実施する。

この要領は，令和 3 年 4 月 1 日から実施する。